

令和5年度第1回人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会

○開催日時：令和5年7月20日（木）午後2時～3時30分

○場所：長野市役所第一庁舎7階 第一、二委員会室

○出席者：委員（11名）

関 良徳 会長、中村 恵子 副会長、丸山 歌織 副会長

春日 喜美雄 委員、片山 ますみ 委員、小池 千枝子 委員、白鳥 敦子 委員、

土屋 慶子 委員、中本 佳代子 委員、宮澤 仁一 委員、藤井 美樹 委員

事務局（7名）

花立 勝広 地域・市民生活部長、勝野 学 教育次長

坂口 真 地域・市民生活部次長兼人権・男女共同参画課長、村木 裕一郎 人権・男女

共同参画課長補佐、岡田 真一 係長、西山 麻美子 係長、宍戸 彬 主査

○欠席者：委員（2名）

丸山 顕 委員、小林 東子 委員

- 1 開会 13名の委員のうち11名の委員が出席。審議会は成立
- 2 委員委嘱 坂口次長兼課長
- 3 部長挨拶 花立地域・市民生活部長
- 4 自己紹介 全委員、事務局職員
- 5 会長、副会長選出 坂口次長兼課長
- 6 会長就任挨拶 関会長
- 7 審議事項（質疑応答含む。）

質問者・回答者等	内 容（概要）
議長（会長）	（1）「長野市人権政策推進基本方針」及び「人権施策の実施状況について」 事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から説明。 別添（資料1 長野市人権政策推進基本方針（概要版）、資料2 人権施策の実施状況により説明。
議長（会長）	続いて、事前に寄せられた質問への回答をお願いします。
事務局	① 災害応急対策について、今年度の事業計画について、食料品等の備蓄の確保は福祉避難所と一般避難所を指すのか。 食料品等の備蓄物資は、第四次長野市災害時備蓄品等整備計画に基づき計画的に購入しており、備蓄場所は、防災備蓄倉庫48か所ほか拠点倉庫、中山間地の支所、公民館等、指定避難所の小中学校体育館等となっている。

質問者・回答者等	内 容 (概要)
	<p>なお、福祉避難所は現在 56 か所で、備蓄品の管理は福祉政策課が行っている。</p> <p>② 高齢者の総合相談支援について、高齢かつ障害者の方が、雪かき、庭木の消毒や草むしりを依頼する先はどこか。</p> <p>また、地域包括支援センターの事業所と費用の内訳を教えてください。</p> <p>高齢者の相談窓口として地域包括支援センターが相談を受け付けており、雪かき・草とり等に関する相談もある。これらの生活支援については、介護保険や障害福祉サービス等の公的サービスでは対応できない内容であるため、民間事業者やシルバー人材センター、社会福祉協議会の地域たすけあい事業などを紹介している。</p> <p>事業所は現在市内 20 か所にあり、長野市直営の中部地域包括支援センターの他、委託事業所として介護施設や病院内に設置されている。費用の内訳は、主に地域包括支援センター職員の人件費である。</p> <p>③ 「おひとりさま」あんしんサポート事業について、長野市権利擁護センターの「おひとりさま」安心サポート相談室に関わっているが、このような専門部署は今の社会には必須であり、当事者にとっては非常に安心材料となる。</p> <p>また、相談件数も伸び、予算も増加している。「おひとりさま」は今後ますます増加すると考えられるが、当該相談室の認知度が今ひとつだと感じる。市報やケーブルテレビなどを活用して、もっと市民に知ってもらう必要があると考えるが、市の考えを聞きたい。</p> <p>「おひとりさま」あんしんサポート相談室は、身寄りのない高齢者の身元保証や財産管理、亡くなった後の心配事等について相談支援を実施しており、事業の趣旨である任意後見や財産管理、死後事務委任への繋ぎ以外にも様々な相談が寄せられている。</p> <p>本事業については、「広報ながの」への掲載の他、地域包括支援センターや民生・児童委員を通じて周知に努めており、要望に応じて説明会なども開催している。</p> <p>引き続き、身寄りがなくても、安心して地域で暮らし続けることができるよう、様々な機会をとらえて周知を図っていく。</p> <p>④ 障害者差別解消支援事業について、障害者であると周囲に知られたくない人がいる。「地区で役員をやるためには知られては困る」と言われたが、解消方法はあるか。</p> <p>本市では、障害に対する理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、地域活動やイベントなど様々な交流や体験等を通して、福祉教育、啓発活動の充実を図る取組を行っている。今後も、障害の有無にかかわらず、相互に支え合う意識を高めることができるよう、継続的に取り組んでいく。</p> <p>⑤ 外国籍児童生徒のうち不就学の子どもについては学校教育で受け入れ、社会の一員</p>

質問者・回答者等	内 容 (概要)
	<p>として育てることが必要である。それがなくては、その後の人生の選択肢が狭まり日本社会に馴染むことができず、結果として社会のリスクになる可能性もある。憲法では外国籍の児童生徒に義務教育は保障されていないが、長野市においては積極的に受け入れる体制を取っていただきたいと考える。外国籍の子どもたちの学校教育について市の考えを聞きたい。</p> <p>御質問のとおり、6歳～15歳の外国籍の子どもの就学義務はないが、長野市立小中学校へ就学を希望する場合、日本人児童生徒と同様の受け入れ体制を取っている。</p> <p>また、小学校3校と中学校4校の計7校に日本語指導教室を設置し、担当教員を1人ずつ配置し、ニーズに応じた支援、指導をしている。加えて、学校からの要請に応じて日本語指導巡回指導員を派遣し、授業内での通訳等の支援を行っている。</p> <p>外国籍の子どもと保護者が安心して生活できるよう、困り感や願いに寄り添いながら支援に取り組んでいきたいと考えている。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明について、意見・質問を受けたい。 発言される方は挙手をお願いする。</p>
委員	<p>人権相談・支援の「心配ごと悩みごと相談室」の件数について、令和4年度の相談件数197件のうち、人権に関することが7件となっているが、相談員としては寄せられるどんな相談も人権に関する問題を含んでいると捉えている。相談件数の集計を見直して欲しい。</p>
事務局	<p>御意見を参考に、改めて集計方法を検討する。</p>
議長（会長）	<p>他に意見・質問はあるか？</p> <p>御質問等が無いようなので、以上で審議事項（1）の「長野市人権政策推進基本方針」及び「人権施策の実施状況について」は終了する。</p> <p>（2）「(仮称) 長野市犯罪被害者等支援条例の制定について」</p>
事務局	<p>続いて、審議事項(2)の「(仮称) 長野市犯罪被害者等支援条例の制定について」事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局から説明する。 別添（資料3 （仮称) 長野市犯罪被害者等支援条例の制定について）により説明。</p> <p>事務局からの説明について質問を受けたい。発言される方は挙手をお願いする。</p>

質問者・回答者等	内 容 (概要)
委員	犯罪被害者等支援の対象は被害届が出されていることが前提となるのか。
事務局	被害届の有無に関わらず本人からの申し出により相談を受け付ける。
委員	見舞金の対象はどうなっているのか。
事務局	まずは相談を受け付け、専門機関へ繋ぐ、他関係機関と連携して対応する。さらに身体的な被害や重大な被害がある場合には見舞金等支給の対象になる。
委員	レイプ被害については見舞金の対象になるのか。
事務局	レイプ被害等の見舞金については別途、要綱を作るなどして明確にしていく。 県の犯罪被害者に対する見舞金には重傷病見舞金があり、犯罪被害、犯罪行為によって療養期間が1カ月以上、3日以上入院を有するものとなっている。長野市も同じように、具体的な要件について検討していく。
委員	市営住宅の優先入居について、DV被害者の入居がゼロである。 相談を受ける立場からすると、相談者は多いのに何故なのか不思議に思う。利用したい人が利用できる仕組みを作って欲しい。
事務局	DV被害者については基本的には市営住宅への入居ということだが、実際は女性保護施設に入居している方が多い。保護施設では入居状況を公にはしないので、市営住宅にカウントされていないことも考えられる。
委員	条例骨子案の「犯罪等」の定義が「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」となっているが、DV被害はここに入るのか疑問に思う。 困っている人が相談に来るハードルは高い。いじめやヤングケアラー、家庭での虐待など、当事者はなかなか言い出せない。 相談に来た人だけではなく、報道されている事件があれば、市からそこにアクセスするような仕組みがあっても良い。 第三者からの申し出や、他の相談機関に行った人が条例に基づいた支援を受けられるような様々なアクセスの仕方ができるようにして欲しい。
事務局	基本的にはまず相談の窓口があることの周知を図る。報道されるような事件については、まず警察が被害者と関わり、その中で困りごと等を聞き取り、市町村へ連絡が来るといった仕組みになっている。市町村は犯罪被害者救済専門のNPO団体へ繋ぐ場合もある。各機関との連携についても、条例づくりの中で整理していく。
委員	(1) の人権施策の実施状況に戻るが、小中学校の中で大規模校については空き教室

質問者・回答者等	内 容 (概要)
事務局	<p>を利用して特別支援学級を設置したり、不登校の児童生徒に関しても個人の要望に沿って、学校単位で個別に対応しているが、中小規模の学校だとそこまでの対応ができないと耳にする。現状はどうなっているのか。</p> <p>不登校については、現在は学校の規模に関わらず空き教室が出てきているが、中小規模校はもともとの教室数が少ないため、保健室や職員室、場合によっては校長室を利用するケースもある。</p> <p>また、学校以外の居場所として教育支援センターが7箇所あり、相当数の利用がある。</p> <p>特別支援教育については、特別支援の対象になるか必ず個別に判定会議を行う。1学年に3名以上対象児童生徒がいる場合に特別支援学級を設置し、担当教員を一人配置する。</p> <p>学校や子どもによって色々なケースがあるため、一人ひとり丁寧に対応している。</p>
議長（会長）	<p>他に意見・質問はあるか。</p> <p>御質問等が無いようなので、以上で審議事項（2）の「(仮称) 長野市犯罪被害者等支援条例の制定について」は終了する。</p>

- 8 その他 配布資料「みんなのねがい」「人権ながの」「令和5年度人権啓発ポスター・標語コンクール募集案内」についての説明
- 9 閉 会 勝野教育次長